平成29年

第1回市議会定例会 議案第43号

函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を 定める条例の一部改正について

函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例 の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を 定める条例の一部を改正する条例

函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例 (平成24年函館市条例第47号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を 定める条例

- 第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。 附 則
- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」を「函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」に改める。

(提案理由)

工場立地法の一部改正に伴い規定を整備するため